

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

木造住宅耐震診断事務所登録業務実施要領

第一章 総 則

(目的)

第 1 この要領は、東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）及び当センターが定めた木造住宅耐震診断事務所登録に係る業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、指定登録機関として木造住宅耐震診断事務所登録業務（以下「登録業務」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 耐震診断事務所登録判定委員会

要綱第 2 3 条及び第 3 9 条に基づき、耐震診断技術者等に係る講習会、演習問題及び耐震診断事務所の登録の可否の判定並びに耐震診断事務所の業務の公平性・公正性を保つため、当センター内に設置する委員会をいう。

二 審査員

要綱第 2 4 条の耐震診断事務所の登録等に関する審査を行うために、第 2 5 条第 1 項に基づき当センターが選任する者をいう。

三 耐震診断技術者育成講習会

要綱第 2 3 条第 1 項に基づき、当センターが開催する耐震診断技術者を育成するための講習会をいう。

四 耐震診断技術者講習会

要綱第 6 条第 2 項に基づき、当センターが開催する耐震診断技術者の技術力の継続的な向上を目的として、3 年ごとに実施する講習会をいう。

五 耐震診断事務所登録業務

要綱第三章に基づき、当センターが実施する耐震診断事務所の登録及び取消しのための業務をいう。

第二章 耐震診断事務所登録判定委員会

(判定委員会の所掌)

第 3 耐震診断事務所登録判定委員会（以下「判定委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 耐震診断事務所の登録の可否の判定に関すること。
- 二 耐震診断事務所の登録の取消しの判定に関すること。

三 耐震診断技術者の育成のための講習会に関すること。

(判定委員会の構成等)

第4 判定委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- 一 当センターに所属する者で理事長が指名する者 2名又は3名
 - 二 東京都の職員で市街地建築部長が推薦する者 2名又は3名
 - 三 建築又は法律に関し学識経験のある者（当センターに所属する者又は東京都の職員以外の者に限る。）で理事長が推薦する者 2名又は3名
- 2 前第二号及び第三号の委員は、当センターから委嘱する。
 - 3 委員長は前項第一号又は第二号の委員から理事長が指名する。
 - 4 委員及び委員長の決定後、速やかに東京都に氏名等を報告する。
 - 5 委員に欠員が生じた場合は、補充するものとする。
 - 6 委員又は委員長に異動があった場合、速やかに東京都に氏名等を報告する。

(委員等の任期)

第5 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 第4.第5項により委員となった者の任期は前任者の残存期間とする。

(委員長の職務)

第6 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 委員長に事故があるときは、予め理事長が指名する委員が職務を代理する。

(召集)

第7 委員長は、理事長の求めに応じ、委員会を召集する。

- 2 委員長は、必要と認めるとき、委員会を召集することができる。
- 3 委員長は、委員会の一週間前までに、委員会の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

(議決)

第8 委員会の定足数は、委員総数の二分の一以上とする。

- 2 委任状を提出した委員については、出席とみなす。
- 3 委員会の議事は、委員長（第13第2項の代理を含む。以下この章において同じ。）以外の委員の過半数を持って決するものとする。賛否同数の場合は委員長が決するものとする。

(小委員会)

第9 委員会が必要と認めるときは、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会は、委員及び委員会が必要と認めた委員以外の者で構成する。

- 3 小委員会の委員のうち当センター以外の委員は、当センターから委嘱する。
- 4 小委員会の主査は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、予め委員長が指名する委員が職務を代理する。
- 6 小委員会は、委員会が定めた事項について検討し、検討結果を委員会に報告する。

(準用)

第 10 判定委員会の運営等については、第 5 から第 8 を準用する。

(意見の聴取)

第 11 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に招き、意見を聴くことができる。

第三章 耐震診断技術者育成講習会及び耐震診断技術者講習会

(講習会の開催)

第 12 耐震診断技術者育成講習会（以下「講習会」という。）は、1 年に 1 回以上開催することができる。

- 2 受講資格は、要綱第 6 条第 1 項前段に該当する者とする。ただし、法第 2 条第 1 項に定める建築士で、当該年度内にセンターが認める（一般社団法人）日本建築防災協会の講習会を受講する場合には、該当する者とみなすことができる。
- 3 受講の申込は、当センター建築審査部総合調整課へ所定の申込用紙に振込明細書等を添えて行う。（申込書及び受講票は、別記様式第 1 - 1 による。）
- 4 講習会の日時、場所、申込期間等については、当センターのホームページに掲載するとともに、東京都及び都内各区市町村の耐震診断・耐震改修主務課並びに東京都建築士事務所協会等関係団体に周知方協力を依頼することができる。
- 5 要綱第 6 条第 2 項に基づく耐震診断技術者講習会は、1 年に 1 回以上開催する。
- 6 受講の申込は、当センター建築審査部総合調整課に所定の申込用紙に振込明細書等を添えて行う。（申込書及び受講票は、別記様式第 1 - 2 による。）

(講習会の内容)

第 13 講習会では、木造住宅の耐震診断、補強設計、工事監理及び現地調査に関することを行う。

2 講習会の講師については、東京都及び当センターの職員のほか、学識経験者に依頼する。

(耐震診断技術者証の交付)

第 14 要綱第 31 条の規定に基づき、同第 10 条第 4 項の登録証に記載された耐震診断技術者に対して、耐震診断技術者証の交付申請書に所定の手数料を添えて当センターで耐震診断技術者証の交付を受けることができる。（申請書及び耐震診断技術者証の様式は、それぞれ別記様式第 7、第 8 による。）

(耐震診断技術者名簿の作成)

第 15 講習会の受講者について名簿を作成する。

2 名簿の様式は、別記様式第 2 による。

講習会の受講及び耐震診断技術者証の交付についてそれぞれの年月日、番号、住所、氏名、生年月日及び建築士登録番号を記す。

第四章 耐震診断事務所登録業務

(審査員)

第 16 審査員は、当センターの職員又は当センターの職員以外の者で、要綱第 25 条第 1 項に該当する者から 2 名以上、理事長が選任する。

2 審査員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

3 第 4 第 2 項から第 6 項までを準用する。

(登録申請等の受理)

第 17 登録の申請者に対し、要綱第 3 8 条の規定に基づき、別記様式第 4 の書面を交付する。

(登録審査の内容)

第 18 耐震診断事務所の登録にあたって、審査員が審査する事項は、以下の各号に定めるとおりとする。

- 一 建築士事務所の登録に関する事項については、建築士事務所登録番号、事務所の名称、所在地、管理建築士名、事務所の所員数等に関する事。 (様式は、別記様式第 9 による。)
- 二 耐震診断技術者に関する事項については、事務所の名称、耐震診断技術者名、建築士登録番号、講習会受講履歴等に関する事。 (様式は、別記様式第 9 による。)
- 三 マニュアルに関する事項 (マニュアルの様式は、別記様式第 3 による。)
- 四 要綱第 7 条の登録要件に関する事。
- 五 登録の更新にあたっては、業務実績報告書に関する事。 (業務実績報告書の様式は、別記様式第 5 による。)
- 六 登録事項の変更にあたっては、変更に関する事。

(判定委員会)

第 19 第 18 の審査終了後、理事長は必要な資料を添えて判定委員会に諮問する。

(判定)

第 20 判定委員会は、審査員の審査が公平かつ公正に行われたか否かを判定し、可否を理事長に答申する。

(登録)

第 21 第 20 において判定委員会から登録を可又は否とする答申を受けた場合、理事長は耐震診断事務所登録証を交付する。

(都への報告)

第 22 耐震診断事務所の登録を決定後、速やかに登録者に関する事項を東京都へ報告する。

(耐震診断事務所登録証の交付)

第 23 第 21 の規定に基づき登録の通知を受けた者は、当該通知書に所定の手数料を添えて当センターで耐震診断事務所登録証の交付を受ける。(耐震診断事務所登録証の様式は、都要綱第 1 号様式による。)

(耐震診断事務所登録申請者名簿の作成)

第 24 耐震診断事務所については、名簿を作成する。(名簿の様式は、別記様式第 6 による。)

耐震診断事務所登録証の交付の年月日、番号、住所、氏名(法人にあっては所在地、名称及び代表者並びに管理建築士の住所、氏名、生年月日及び登録番号を記す。)

第五章 雑 則

(機密保持)

第 25 当センター職員、審査員及び委員は、本要領で定めた委員会及びその他の業務で知り得た事項を、第三者に知らせ又は公表若しくは活用してはならない。

(庶務)

第 26 判定委員会及びそれらの分科会の事務局は、当センター建築構造部耐震改修評定室に置く。

2 事務局は委員会の庶務を処理する。

(その他)

第 27 この要領に定めがない事項で、必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この要領は、要綱第 20 条第 2 項の規定に基づき知事の指定を受けた日から施行する。

施行 平成 18 年 12 月 1 日

改正 平成19年1月5日

改正 平成19年4月1日

改正 平成21年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成26年8月1日

改正 令和4年5月1日